

SAGA2024国民スポーツ大会警備等業務委託仕様書

1 業務名称

SAGA2024国民スポーツ大会警備等業務

2 適用

この仕様書はSAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発注するSAGA2024国民スポーツ大会警備等業務委託契約に適用し、受注者が行う委託業務の内容及び実施方法について定める。

3 業務目的

令和6年に開催されるSAGA2024国民スポーツ大会の本町開催競技会場には、選手・監督、役員、一般観覧者等多数の来場者が見込まれる。本大会を成功するためには、これらの来場者の安全を確保することが重要であり、そのための警備等業務を実施することを目的とする。

4 履行場所

基山町地内

5 履行期間及び対象競技

(1) 履行期間：契約締結日の翌日から令和6年11月29日（金）までとする。

(2) 対象競技：国民スポーツ大会卓球競技

公式練習日：令和6年10月3日（木）から10月4日（金）まで

競技日：令和6年10月5日（土）から10月9日（水）まで

6 業務時間及び配置人数

原則として下記のとおり配置することとするが、常時配置箇所数であるため、労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。警備員の休息・交代等による人事管理、休憩場所の確保及び食事等の手配については、受注者側で実施すること。業務終了時刻は、競技時間の延長等により変更が生じる場合がある。詳細な場所は別紙のとおり。

ア 役場前駐車場出入口

イ 総合体育館前駐車場出入口

ウ 第1駐車場出入口

エ 第2駐車場出入口

オ 第3駐車場出入口

カ 東明館中学校・高等学校出入口

キ 基山町立基山中学校出入口

ク 基山町立基山小学校出入口

ケ 基山町立若基小学校出入口

コ 総合体育館周辺夜間警備

日時	場所	人員
10月3日(木)12時～18時	ア・イ・オ	各2名以上
10月3日(木)12時～18時	カ・キ・ク・ケ	各1名以上
10月4日(金)8時～18時	ア・イ・オ	各2名以上
10月4日(金)8時～16時	カ・キ・ク・ケ	各1名以上
10月4日(金)18時～翌7時	コ	1名以上
10月5日(土)7時～18時	ア・イ・オ	各2名以上
10月5日(土)7時～18時	ウ・エ	各1名以上
10月5日(土)8時～18時	カ・キ・ク・ケ	各1名以上
10月5日(土)18時～翌7時	コ	1名以上
10月6日(日)・7日(月)・8日(火)7時～19時	ア・イ・オ	各2名以上
10月6日(日)・7日(月)・8日(火)7時～19時	ウ・エ	各1名以上
10月6日(日)・7日(月)・8日(火)8時～19時	カ・キ・ク・ケ	各1名以上
10月6日(日)・7日(月)・8日(火)19時～翌7時	コ	1名以上
10月9日(水)7時～18時	ア・イ・オ	各2名以上
10月9日(水)7時～18時	ウ・エ	各1名以上

7 業務内容

(1) 警備統括（責任者）業務

ア 警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）の策定

イ 実行委員会との連絡調整

ウ 業務日誌の作成及び実行委員会への報告（業務実施日全て）

(2) 交通誘導警備業務

ア 競技会場及び練習会場駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導

イ 満車時の措置及び空き駐車場への誘導

ウ 紛れ込み、誤進入車両、送迎車両等の誘導・排除

エ 競技会係員（基山町職員）等との連携した業務の実施

オ その他車両及び歩行者等の整理・誘導・通行管理に伴う業務

(3) 会場夜間警備業務

ア 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・破損等の防止

イ 施設保安のための巡回監視

ウ 不審者及び不審物への警戒

エ 迷惑駐車車両の排除

オ 事故発生時における関係機関・団体への通報

カ その他不測事態への対応

(4) 前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

8 配置警備員の条件

配置する警備員は、警備業法及び関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であること。また、従事する警備員のうち1人を統括責任者として配置すること。

9 提出資料及び提出先

(1) 契約締結後すぐに提出するもの

- ア 現場責任者等届出書
- イ 業務工程表
- ウ 業務着手届

(2) 令和6年9月末までに提出するもの

- ア 警備計画書
- イ 配置する警備員の名簿
- ウ 加入している賠償責任保険の保険証券の写し

(3) 業務完了後に提出するもの

- ア 警備業務日誌
- イ 業務完了報告書
- ウ その他実行委員会が指示する書類

(4) 提出先

SAGA2024基山町実行委員会事務局（基山町役場まちづくり課内）
〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地
電話：0942-85-7686

10 大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 大会の中止、一部中止、規模縮小した場合の業務内容及び委託額の取扱については、実行委員会と協議の上、決定すること。
- (2) 実行委員会が、本業務の変更に係る事務を行う際の資料として、受注者は、中止等が決定するまでにかかった費用について積算した見積書を、実行委員会の指示する日時までに提出すること。
- (3) 上記(1)(2)を踏まえ、変更契約を行う。

11 業務に当たっての留意事項

- (1) 警備員は、警備業法及び関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。
- (2) 警備員は、身なりや言動に注意し、大会関係者及び一般観覧者等に対応すること。
- (3) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受注者が行うこと。車で乗り入れる場合は、事前に実行委員会の承諾を得ること。
- (4) 業務日ごとの業務終了時刻は、競技時間の延長等により変更が生じる場合があるため、実行委員会の指示によるものとする。
- (5) 配置位置については平常時の体制であり、実行委員会は混雑状況や行幸啓・御成

りの有無に応じて配置変更や競技会場警備を要請する場合がある。

- (6) 受注者は、本業務を実施するにあたって、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。万が一の損害賠償に備え、賠償責任保険に加入すること。
- (7) 受注者は、その責に帰すべき事由により実行委員会に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

12 その他

- (1) 受注者は、本仕様書、契約書及び関係法令・条例等を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 上記の業務内容及び業務に当たっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄することができるものとする。
- (4) この仕様書ないし、契約書に定めのない事項については、その都度、実行委員会及び受注者双方が、誠意を持って協議し処理するものとする。